

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日発行)

目 次

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)

◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)

◇人委規則 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(職員課)

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(〃)

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(〃)

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(〃)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(〃)

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則(〃)

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一 給料表の改定(別表第一関係)

給料表の全給料月額を引き上げることとした。

二 初任給基準の改定(別表第三関係)

初任給の基準を号給により定めることとした。

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定

は、平成五年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十七号

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	117,100	209,500	252,100	301,600
2	120,800	217,400	260,300	311,200
3	124,300	225,500	268,500	321,000
4	127,700	234,000	276,800	330,800
5	130,700	242,600	285,000	340,700
6	134,900	250,900	293,200	350,500
7	139,300	268,500	298,800	360,200
8	144,200	276,800	308,100	369,600
9	149,800	285,000	317,400	378,700
10	155,600	293,200	327,100	385,700
11	161,300	298,800	337,000	395,700
12	171,500	308,100	346,800	405,700
13	178,400	317,400	356,500	415,300
14	184,000	327,100	365,900	423,000
15	188,700	337,000	374,400	430,300
16	197,800	346,800	381,300	435,200
17	204,700	356,500	387,900	439,800
18	212,300	365,900	393,900	444,200
19	219,700	374,400	400,400	448,100
20	226,900	381,300	406,100	451,900
21	242,600	387,900	411,000	
22	250,900	392,500	415,600	
23	259,000	397,000	420,000	
24	267,000	401,500	423,900	
25	274,900	405,900	427,600	
26	285,000	410,000		
27	293,200	413,700		
28	301,500	417,300		
29	309,700			
30	317,700			
31	325,700			
32	333,400			
33	339,700			
34	345,600			
35	350,900			
36	355,300			
37	359,400			
38	363,200			
39	366,500			
40	369,800			
41	373,200			
42	376,500			
43	379,300			
44	382,100			

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)
 の一部を次のように改正する。
 別表第一を次のように改める。

別表第一の二中「児童相談所」を「福祉相談センター」に改める。
 別表第三中「一三一、九〇〇円」を「一級六号給」に改める。
 附 則
 (施行期日等)
 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員

の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成
 五年四月一日から適用する。
 (最高号給を超える給料月額の切替え等)
 2 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の
 級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日にお

ける給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
378,400	384,900	413,900	420,900	424,200	431,300	448,300	455,700
381,200	387,700	417,500	424,500	427,900	435,000	452,100	459,500
384,000	390,500	421,100	428,100	431,600	438,700	455,900	463,300
386,800	393,300	424,700	431,700	435,300	442,400	459,700	467,100
389,600	396,100	428,300	435,300	439,000	446,100	463,500	470,900

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	117,100	209,500	252,100	301,600
2	120,800	217,400	260,300	311,200
3	124,300	225,500	268,500	321,000
4	127,700	234,000	276,800	330,800
5	130,700	242,600	285,000	340,700
6	134,900	250,900	293,200	350,500
7	139,300	268,500	298,800	360,200
8	144,200	276,800	308,100	369,600
9	149,800	285,000	317,400	378,700
10	155,600	293,200	327,100	385,700
11	161,300	298,800	337,000	395,700
12	171,500	308,100	346,800	405,700
13	178,400	317,400	356,500	415,300
14	184,000	327,100	365,900	423,000
15	188,700	337,000	374,400	430,300
16	197,800	346,800	381,300	435,200
17	204,700	356,500	387,900	439,800
18	212,300	365,900	393,900	444,200
19	219,700	374,400	400,400	448,100
20	226,900	381,300	406,100	451,900
21	242,600	387,900	411,000	
22	250,900	392,500	415,600	
23	259,000	397,000	420,000	
24	267,000	401,500	423,900	
25	274,900	405,900	427,600	
26	285,000	410,000		
27	293,200	413,700		
28	301,500	417,300		
29	309,700			
30	317,700			
31	325,700			
32	333,400			
33	339,700			
34	345,600			
35	350,900			
36	355,300			
37	359,400			
38	363,200			
39	366,500			
40	369,800			
41	373,200			
42	376,500			
43	379,300			
44	382,100			

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成五年十二月二十四日
 鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
 別表第一を次のように改める。

別表第三中「一三一、九〇〇円」を「一級六号給」に、「一二一、五〇〇円」を「一級三号給」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の特例等)

2 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の変替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
378,400 円	384,900 円	413,900 円	420,900 円	424,200 円	431,300 円	448,300 円	455,700 円
381,200	387,700	417,500	424,500	427,900	435,000	452,100	459,500
384,000	390,500	421,100	428,100	431,600	438,700	455,900	463,300
386,800	393,300	424,700	431,700	435,300	442,400	459,700	467,100
389,600	396,100	428,300	435,300	439,000	446,100	463,500	470,900

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の変替等に関する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第十八号

最高号給等を受ける職員の給料の変替等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成五年十二月鳥取県条例第三十一号)附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の変替等に関する必要な事項を定めるものとする。

(号給等の変替)

第二条 最高号給等職員のうち、平成五年四月一日(以下「変替日」という。)の前日における号給又は給料月額が別表のイからチまでの表(以下「変替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の変替日における号給又は給料月額は、その者の変替日の前日における号給又は給料月額に対応する変替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定をいう。以下同じ。)の適用については、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、経過期間が切替日における号給又は給料月額からの昇給に係る昇給期間(職員の昇給に必要とされる昇給規定に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。)に相当する期間を超える場合には、その超える期間は、この限りでない。

(特定の最高号給等職員の給料月額の切替え等)

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、人事委員会の定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表(第二条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 180,700	16号給 円 184,600	19号給 円 234,200	19号給 円 239,100	32号給 円 313,000	32号給 円 318,700	28号給 円 360,800	28号給 円 367,200	26号給 円 378,400	26号給 円 384,900	24号給 円 413,900	24号給 円 420,900	22号給 円 424,200	22号給 円 431,300
182,300	186,200	236,200	241,100	315,200	320,900	363,200	369,600	381,200	387,700	417,500	424,500	427,900	435,000
183,900	187,800	238,200	243,100	317,400	323,100	365,600	372,000	384,000	390,500	421,100	428,100	431,600	438,700
185,500	189,400	240,200	245,100	319,600	325,300	368,000	374,400	386,800	393,300	424,700	431,700	435,300	442,400
187,100	191,000	242,200	247,100	321,800	327,500	370,400	376,800	389,600	396,100	428,300	435,300	439,000	446,100
8 級		9 級		10 級		11 級							
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等						
21号給 円 448,300	21号給 円 455,700	18号給 円 485,400	18号給 円 493,400	15号給 円 509,600	15号給 円 518,000	15号給 円 577,900	15号給 円 587,500						
452,100	459,500	489,700	497,700	514,200	522,600	582,700	592,300						
455,900	463,300	494,000	502,000	518,800	527,200	587,500	597,100						
459,700	467,100	498,300	506,300	523,400	531,800	592,300	601,900						
463,500	470,900	502,600	510,600	528,000	536,400	597,100	606,700						

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 342,400	33号給 円 348,800	36号給 円 377,200	36号給 円 384,200	35号給 円 407,600	35号給 円 415,400	30号給 円 418,800	30号給 円 426,700	26号給 円 428,500	26号給 円 435,700	24号給 円 452,200	24号給 円 459,700	22号給 円 460,500	22号給 円 468,200
345,000	351,400	379,900	386,900	410,500	418,300	421,800	429,700	431,700	438,900	455,800	463,300	464,200	471,900
347,600	354,000	382,600	389,600	413,400	421,200	424,800	432,700	434,900	442,100	459,400	466,900	467,900	475,600
350,200	356,600	385,300	392,300	416,300	424,100	427,800	435,700	438,100	445,300	463,000	470,500	471,600	479,300
352,800	359,200	388,000	395,000	419,200	427,000	430,800	438,700	441,300	448,500	466,600	474,100	475,300	483,000

8 級		9 級		10 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 481,800	21号給 円 489,800	18号給 円 496,600	18号給 円 504,900	15号給 円 518,700	15号給 円 527,200
485,600	493,600	500,700	509,000	523,100	531,600
489,400	497,400	504,800	513,100	527,500	536,000
493,200	501,200	508,900	517,200	531,900	540,400
497,000	505,000	513,000	521,300	536,300	544,800

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円 352,300	40号給 円 360,100	36号給 円 447,200	36号給 円 456,000	24号給 円 499,000	24号給 円 508,300	15号給 円 521,200	15号給 円 530,800
354,500	362,300	450,200	459,000	503,200	512,500	525,800	535,400
356,700	364,500	453,200	462,000	507,400	516,700	530,400	540,000
358,900	366,700	456,200	465,000	511,600	520,900	535,000	544,600
361,100	368,900	459,200	468,000	515,800	525,100	539,600	549,200

ニ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 304,600	33号給 円 311,500	39号給 円 433,200	39号給 円 441,900	28号給 円 465,800	28号給 円 474,400	15号給 円 493,800	15号給 円 503,100
306,700	313,600	435,800	444,500	468,800	477,400	497,900	507,200
308,800	315,700	438,400	447,100	471,800	480,400	502,000	511,300
310,900	317,800	441,000	449,700	474,800	483,400	506,100	515,400
313,000	319,900	443,600	452,300	477,800	486,400	510,200	519,500

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 297,400	32号給 円 303,400	31号給 円 364,100	31号給 円 371,200	27号給 円 434,300	27号給 円 442,100	24号給 円 485,100	24号給 円 493,100	28号給 円 577,300	28号給 円 586,900
299,900	305,900	367,300	374,400	437,800	445,600	489,100	497,100	581,500	591,100
302,400	308,400	370,500	377,600	441,300	449,100	493,100	501,100	585,700	595,300
304,900	310,900	373,700	380,800	444,800	452,600	497,100	505,100	589,900	599,500
307,400	313,400	376,900	384,000	448,300	456,100	501,100	509,100	594,100	603,700

ハ 医療職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 396,500	21号給 円 404,300	26号給 円 510,200	26号給 円 518,700	26号給 円 567,800	26号給 円 577,300	20号給 円 602,000	20号給 円 611,900
399,600	407,400	513,900	522,400	572,100	581,600	606,800	616,700
402,700	410,500	517,600	526,100	576,400	585,900	611,600	621,500
405,800	413,600	521,300	529,800	580,700	590,200	616,400	626,300
408,900	416,700	525,000	533,500	585,000	594,500	621,200	631,100

ト 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円 230,800	23号給 円 235,700	26号給 円 290,500	26号給 円 27号給 円 298,400	30号給 円 362,300	30号給 円 368,700	27号給 円 380,800	27号給 円 387,300	23号給 円 418,500	23号給 円 425,600	20号給 円 448,300	20号給 円 455,700	17号給 円 487,400	17号給 円 495,400
232,800	237,700	292,700	298,400	364,700	371,100	383,600	390,100	422,100	429,200	452,100	459,500	491,700	499,700
234,800	239,700	294,900	300,600	367,100	373,500	386,400	392,900	425,700	432,800	455,900	463,300	496,000	504,000
236,800	241,700	297,100	302,800	369,500	375,900	389,200	395,700	429,300	436,400	459,700	467,100	500,300	508,300
238,800	243,700	299,300	305,000	371,900	378,300	392,000	398,500	432,900	440,000	463,500	470,900	504,600	512,600

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
38号給 円 306,500	38号給 円 39号給 円 314,800	38号給 円 356,000	38号給 円 365,900	31号給 円 389,500	31号給 円 396,300	28号給 円 400,500	28号給 円 407,800	24号給 円 422,500	24号給 円 429,800	22号給 円 482,300	22号給 円 490,200	19号給 円 506,800	19号給 円 515,200
308,700	314,800	358,400	368,300	392,000	398,800	403,100	410,400	425,200	432,500	486,000	493,900	510,800	519,200
310,900	317,000	360,800	370,700	394,500	401,300	405,700	413,000	427,900	435,200	489,700	497,600	514,800	523,200
313,100	319,200	363,200	373,100	397,000	403,800	408,300	415,600	430,600	437,900	493,400	501,300	518,800	527,200
315,300	321,400	365,600	375,500	399,500	406,300	410,900	418,200	433,300	440,600	497,100	505,000	522,800	531,200

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「定める額」を「定める号給」に、「その額」と同じ額の号給を「その号給」に改め、「同表の」の下に「号給の」を、「おける最低の号給」の下に「の額」を加える。

第四条第一項中「初任給基準表に掲げる額と同じ額の」を「同表に掲げる」に、「の額をもつて同表の初任給欄の額」を「をもつて同表の初任給欄の号給」に改め、同条第二項中「初任給基準表に掲げる額」を「同表に掲げる号給」に、「その額」と同じ額の号給を「その号給」に、「の額をもつて同表の初任給欄の額」を「をもつて初任給基準表の初任給欄の号給」に改め、同条第四項中「その号給の額」を「その号給」に、「受けるべき号給の額」を「受けるべき号給」に改める。

第五条第一項中「初任給基準表に掲げる額と同じ額の」を「同表に掲げる」に、「の額をもつて同表の初任給欄の額」を「をもつて同表の初任給

欄の号給」に改め、同条第二項中「初任給基準表に掲げる額」を「同表に掲げる号給」に、「その額」と同じ額の号給を「その号給」に、「の額をもつて同表の初任給欄の額」を「をもつて初任給基準表の初任給欄の号給」に改め、同条第四項中「その号給の額」を「その号給」に、「受けるべき号給の額」を「受けるべき号給」に改める。

第六条第二項中「応じて初任給基準表に定める」を「応じて初任給基準表に掲げる号給の」に、「おいては初任給基準表に定める」を「おいては同表に掲げる号給の」に改める。

別表第三の十六中

診療放射線技師

短大三卒

〇

一

一

五 六 三 九 五 一 四 四 一 八 三 二 一

を

診療放射線技

師	
短大三卒	大学卒
〇	〇
一	五
一	三
五	八
六	五
三	一
九	三
五	八
一	四
四	四

に、

視能訓練士

短大三卒

〇

一

一七	三
三	二〇
一八	三
三	二一

一	五	六	三	九	五	一	四	四	一	八	三	二	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

五	五
二	一
三	九
四	四
二	二
七	三
三	三
三	二
〇	六

五	五	五	五	五	五
一	一	一	一	一	一
八	六	四	七	六	四
四	四	四	四	四	四
二	二	一	二	二	一
二	〇	八	一	〇	八
三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二
五	三	二	四	三	二

あん摩マツサー ジ指圧師、はり 師、きゆう師及 び柔道整復師	視能訓練士				
	短大三卒	短大三卒	新高四卒	短大卒	短大三卒
高校卒	短大三卒	短大三卒	新高四卒	短大卒	短大三卒
〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	三・三・五	一	四	三・三・五	一
五	二・五	一	四	二・五	一
五	五	五	五	五	五
一〇	八	六	九	八	六
三	三	三	三	三	三
一三	二	九	二	二	九

を

五	五
九	五
五	五
一	一
四	〇
三	三
一	一
七	三
五	五

に

六	六
一	六
〇	五
五	一
一	一
五	三
三	一
一	四
八	

一	一
八	四
四	二
二	三
六	二
三	五
二	五
九	

に改める。

別表第四中「一八〇、一〇〇円」を「二級五号給」に、「一六一、四〇〇円」を「二級二号給」に、「一四一、〇〇〇円」を「一級五号給」に、「一三一、九〇〇円」を「一級三号給」に改める。

別表第五中「一四八、九〇〇円」を「二級二号給」に改める。

別表第六中「二二八、五〇〇円」を「二級九号給」に、「二〇〇、五〇〇円」を「二級五号給」に、「一八〇、八〇〇円」を「二級二号給」に、「一五二、七〇〇円」を「一級四号給」に、「一七七、四〇〇円」を「一級七号給」に、「一三九、九〇〇円」を「一級二号給」に改める。

別表第七中「二二八、五〇〇円」を「二級二号給」に、「二〇〇、五〇〇円」を「二級八号給」に、「一八〇、八〇〇円」を「二級五号給」に、「一五四、八〇〇円」を「二級二号給」に、「一七七、四〇〇円」を「一級七号給」に、「一五二、七〇〇円」を「一級四号給」に、「一三九、九〇〇円」を「一級二号給」に改める。

別表第八中「二二八、六〇〇円」を「一級一七号給」に、「二二五、〇〇〇円」を「一級一五号給」に、「一八六、九〇〇円」を「一級一七号給」に、「一六五、五〇〇円」を「一級八号給」に、「一四二、七〇〇円」を「一級五号給」に改める。

別表第九中「三一七、九〇〇円」を「一級一七号給」に、「二六三、四〇〇円」を「一級六号給」に、「二三二、〇〇〇円」を「一級三号給」に、「二二二、八〇〇円」を「一級二号給」に改める。

別表第十を次のように改める。
別表第十(第三条の二関係)

医療職給料表(一)初任給基準表

職 種	学歴免許	試験区分	初 任 給	診療放射線技師		臨床検査技師		衛生検査技師		理学療法士及び作業療法士		視能訓練士		歯科衛生士		
				短大三卒	大学卒	短大三卒	大学卒	短大三卒	大学卒	短大三卒	大学卒	短大三卒	短大卒	短大卒	新高四卒	
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給
			二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給	二級二号給

あん摩マツサー
ジ指圧師、はり
師、きゆう師及
び柔道整復師

そ の 他	短大三卒		短大卒		大学卒		新大六卒		旧中五卒		高校卒	
	短大二卒	短大三卒	短大中級	短大初級	大学上級	大学中級	新大六初級	新大六中級	旧中五初級	旧中五中級	高校上級	高校中級
	一級四号給	一級六号給	一級四号給	一級四号給	二級二号給	二級二号給	二級五号給	二級五号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給
	一級四号給	一級六号給	一級四号給	一級四号給	二級二号給	二級二号給	二級五号給	二級五号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給
	一級四号給	一級六号給	一級四号給	一級四号給	二級二号給	二級二号給	二級五号給	二級五号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給
	一級四号給	一級六号給	一級四号給	一級四号給	二級二号給	二級二号給	二級五号給	二級五号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給
	一級四号給	一級六号給	一級四号給	一級四号給	二級二号給	二級二号給	二級五号給	二級五号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給	一級二号給

別表第十一中「二八六、〇〇〇円」を「二級四号給」に、「一七七、九〇〇円」を「二級三号給」に、「一七〇、一〇〇円」を「二級二号給」に、「一四四、五〇〇円」を「一級二号給」に改める。

別表第十四公安職給料表の項四級の欄中「二一号給」を「二二号給」に改め、同表教育職給料表(一)の項二級の欄中「二四号給」を「二五号給」に改め、同表教育職給料表(二)の項中「一四号給」「二五号給」を「一三

号給」「二六号給」に改め、同表医療職給料表(二)の項中

「一五号給

「二二号給

を

「一四号給

「二三号給

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則(別表第三の十六の改正規定を除く。)による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「額とする」を「号給とする」に、「額並びに」を「号給並びに」に改め、「額に係る」を削る。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員

会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	294,000 ^円	258,600 ^円	211,000 ^円	158,200 ^円	100,200 ^円	50,100 ^円
1年以上2年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	50,100
2年以上3年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	50,100
3年以上4年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	50,100
4年以上5年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	50,100
5年以上6年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	50,100
6年以上7年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	48,300
7年以上8年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	46,500
8年以上9年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	44,700
9年以上10年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	42,900
10年以上11年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	41,100
11年以上12年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	39,300
12年以上13年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	37,500
13年以上14年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	35,700
14年以上15年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	34,300
15年以上16年未満	294,000	258,600	211,000	158,200	100,200	32,900
16年以上17年未満	289,600	254,600	207,700	155,600	98,600	31,500
17年以上18年未満	285,200	250,600	204,400	153,000	97,000	30,100
18年以上19年未満	280,800	246,600	201,100	150,400	95,400	28,700
19年以上20年未満	276,400	242,600	197,800	147,800	93,800	27,300
20年以上21年未満	272,000	238,600	194,500	145,200	92,200	25,900
21年以上22年未満	260,900	229,300	187,500	139,800	88,700	25,200
22年以上23年未満	249,800	220,000	180,500	134,400	85,200	24,500
23年以上24年未満	238,700	210,700	173,500	129,000	81,700	23,800
24年以上25年未満	227,600	201,400	166,500	123,600	78,200	23,100
25年以上26年未満	216,500	192,100	159,500	118,200	74,700	22,400
26年以上27年未満	202,300	179,200	149,000	110,500	70,100	21,700
27年以上28年未満	188,100	166,300	138,500	102,800	65,500	21,000
28年以上29年未満	173,900	153,400	128,000	95,100	60,900	20,500
29年以上30年未満	159,700	140,500	117,500	87,400	56,300	20,000
30年以上31年未満	143,200	126,200	106,100	78,800	51,400	19,500
31年以上32年未満	126,700	111,900	94,700	70,200	46,500	18,900
32年以上33年未満	110,200	97,600	83,300	61,600	41,600	18,300
33年以上34年未満	81,500	74,100	64,700	49,100	33,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十一号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年三月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号及び第五号を次のように改める。

四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 一万六千円

五 九百キロメートル以上千五百キロメートル未満 二万円

第四条第三項に次の三号を加える。

六 千五百キロメートル以上千三百キロメートル未満 二万三千元

七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 二万六千元

八 千五百キロメートル以上 二万九千元

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単身赴任手

当の支給に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「勤務しなかつた日」の下に「又は兼ねて行うこととされた他の職務を行うため当該特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事しなかつた日」を加える。

附 則

この規則は、平成六年一月一日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十三号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額）

第三条 条例第五条第一項の給料表に掲げる給料月額に加える額は、次の各号に掲げる適用を受ける給料表の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 教育職給料表(一) 六千五百円（当該給料表の三級十六号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十一号給を受けていた場合に限る。）にあつては、六千九百円）
- 二 教育職給料表(二) 六千円（次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める額）
- イ 教育職給料表(二)三級十九号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十三号給を受けていた場合に限る。） 七千五百円
- ロ 教育職給料表(二)三級二十一号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十六号給を受けていた場合に限る。） 七千五百円
- ハ 教育職給料表(二)三級二十二号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十八号給を受けていた場合に限る。） 九千五百円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十四号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中	42.7
	33.0
	21.7
	15.8
	13.1
	9.9
	9.5
を	43.4
	33.6
	22.1
	16.1
	13.3
	10.1
	9.7

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。